

令和8年度 宮城県地球温暖化防止活動推進員候補者 募集要項

1 宮城県地球温暖化防止活動推進員とは

地球温暖化は、私たち一人ひとりの日常生活と非常につながりの深い環境問題として、関心が高まっています。地球温暖化の進行を少しでも抑えるためには、県民の皆さんが地球温暖化問題について正しい知識を持ち、省エネルギーなどの身近なところから、地球温暖化防止活動を進めていくことが重要となっています。

宮城県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）は、自らの活動や県・市町村などが行う地球温暖化に関する行事への参加を通して、県民の皆さんに対し地球温暖化の現状やその対策に関する正しい知識を広めるとともに、県民の皆さんが身近なところから様々な地球温暖化対策に取り組めるようなアドバイスや活動のお手伝いを行っていただく方として、宮城県が委嘱しています。

推進員としての活動に関心をお持ちの方には、養成研修を通して必要な知識や活動内容等を修得していただくことになっていますので、「地球温暖化防止のために何か行動したい」という熱意をお持ちの方であればどなたでも御応募いただけます。

今回は、令和9年4月（予定）から2年間、推進員として活動していただける方（推進員候補者）を募集します。

※ 「地球温暖化防止活動推進員」制度は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において設置された制度で、宮城県では令和8年7月現在で95の方に活動いただいています。

2 推進員の活動

推進員は、自らの企画や県・市町村・各種団体（宮城県地球温暖化防止活動推進センターなど）の要請により、地球温暖化防止のための正しい知識・対策の普及活動をボランティアで行っていただきます。

例えば、次のような活動が想定されます。

- 地域の学習会などでの講演や実演を通して、効果的な省エネルギー対策についてアドバイスをを行う。
- 地域や家庭における温暖化対策（省エネルギーなど）について、県民からの相談に応じ、消費電力測定器などを用いた調査を活用して、現地の実態に応じた診断・具体的なアドバイスをを行う。
- 県・市町村・各種団体の主催する地球温暖化関連イベントへの協力（省エネ対策のデモンストレーションなど）や連携により、主催者とともに温暖化防止に向けた取組を多くの方に呼びかける。

◆ 推進員活動における留意事項

- ① 推進員は公務員の資格を有するものではありませんので、委嘱により何らかの権限を持つことはありません。

- ② 推進員の活動は、ボランティアでお願いすることとなり、県から謝金や交通費の支給は行いません。（依頼先から謝金等が出る場合、受け取ることは問題ありません。）また、基本的に自主的な活動を行っていただくものであり、県が全ての推進員の活動の場や機会を保証するものではありません。（県は、活動に伴うボランティア保険への加入、各種情報の提供等により推進員の活動支援を行います。）
- ③ ストップ温暖化センターみやぎ（宮城県地球温暖化防止活動推進センター）が行う環境出前講座への講師派遣やイベント出展において、推進員に協力を依頼することがあります。
- なお、ストップ温暖化センターみやぎは、推進員のスキルアップ研修・交流会の実施や教材貸出しなど推進員の活動支援を行っています。（ストップ温暖化センターみやぎについては後述。）
- ④ 県及びストップ温暖化センターみやぎのホームページに推進員の一覧を掲載します。（一覧に氏名と在住市区町村名を記載します。）
- ⑤ 氏名、連絡先の住所及び電話番号について、住所地の市町村環境担当課にもお知らせすることがあります。（市町村との連携により、地域における活動を円滑に進めていただくためです。）

3 推進員の任期

2年（希望があれば引き続き委嘱も可能）

4 募集内容

- （１）募集人数 20人程度
- （２）募集期間 令和8年9月30日（水）まで（郵送の場合、当日消印有効）
- （３）応募資格 ●県内にお住まいの18歳以上の方で、推進員として、地球温暖化に関する普及啓発や地域の温暖化防止活動の推進に熱意をもって取り組んでいただける方
- 県が進める地球温暖化対策について御理解と御協力をいただける方
- 原則として2回開催される養成研修の全てに御出席いただける方
- （４）応募方法
- 以下のいずれかの方法により、ストップ温暖化センターみやぎまで申し込みしてください。
- 申込フォーム：募集チラシ表面の二次元コードよりアクセスし必要事項を入力してください。
- メール：以下①～⑦の必要事項をメール本文に記入の上、下記のメールアドレスへ送信してください。
- 記入事項：①氏名（ふりがな）、②所属、③住所、④TEL、⑤E-mail、
- ⑥何で知ったか、⑦質問など
- 送信先：stop_gw@miyagi.jpn.org
- 電話：022-301-9145（受付時間 平日9：30～17：00）
- FAX：募集チラシ裏面の申込欄に必要事項を記入の上、下記に送信してください。
- 送信先：022-219-5710
- （５）その他

応募者多数の場合には、受付を先着順で締め切らせていただくことがあります。（結果は、応募者全員に連絡いたします。）

5 養成研修について

候補者の方は、推進員としての活動に向け、養成研修を受講いただきます。

この養成研修は、ストップ温暖化センターみやぎ（宮城県地球温暖化防止活動推進センター）が実施します。

- (1) 研修期間 令和8年10月から令和8年12月まで
※ 研修は原則土曜日又は日曜日に開催します。
- (2) 研修内容 下記予定表のとおり 計2回

養成研修予定表 （研修日時、会場、内容等が変更になる場合があります）

回	月 日	内 容 （予定）	場 所
1	令和8年10月18日（日） 10:00～16:00	温暖化の基礎知識 国の施策・カーボンニュートラルについて 宮城県の現状と施策紹介 推進員制度について	仙台市中小企業 活性化センター セミナールーム(1)
2	令和8年11月下旬	コミュニケーション能力の習得 既存推進員の活動紹介 市民活動について	仙台市内の会場 ※詳細が決まり次第 更新いたします

- (3) 受講費用 無料

- (4) 交通費

出席者には、交通費（自宅⇄会場までの公共交通料金）を支給します。料金は、ストップ温暖化センターみやぎにて算出する規定額（上限：仙台市内 1,000 円/回、仙台市外 2,000 円/回）となります。

- (5) 推進員への委嘱

養成研修修了後、希望を確認の上、委嘱となります。（委嘱は令和9年4月1日付けを予定。）

なお、環境カウンセラーなど既に地球温暖化防止活動の分野での活動経験をお持ちの方は、研修の一部について受講義務を免除します。

- (6) その他

養成研修についての事務連絡（課題の送付等）は、ストップ温暖化センターみやぎが行います。

ストップ温暖化センターみやぎ（宮城県地球温暖化防止活動推進センター）

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45

（公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク内）

電話 022（301）9145 FAX 022（219）5710

E-mail: stop_gw@miyagi.jpn.org

◇ ストップ温暖化センターみやぎについて

宮城県では、県内における地球温暖化対策の推進を図るための普及啓発・調査・照会・相談活動などを行う拠点として、平成12年5月に（公財）みやぎ・環境とくらし・ネットワーク（通称 MELON）を宮城県地球温暖化防止活動推進センターとして指定しました。MELON では、このセンター部門を「ストップ温暖化センターみやぎ」という名称で運営しており、推進員の活動についても、研修会や活動の場の提供など様々な形で支援を行っています。

6 推進員募集等についてのお問い合わせ先

宮城県環境生活部環境政策課みやぎゼロカーボン推進班 （宮城県庁13階北側）

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

電話 022（211）2661

FAX 022（211）2669

E-mail: kankyoe@pref.miyagi.lg.jp

環境政策課のホームページアドレス

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>